

資産形成 DB 手当給付規程

株式会社エムエムインターナショナル

第1条（目的）

この規程は、当社に勤務する者の将来の生活と現在の生活の充実を目的とする資産形成DB手当について定める。

第2条（対象者）

この規程の適用者は、会社に勤務する者のうち、満70歳未満の厚生年金被保険者である者（以下、「対象者」という。）とする。

第3条（資産形成DB手当）

資産形成DB手当の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 資産形成DB手当の月額は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 対象者は、資産形成DB手当の全部または一部について、退職金として受け取ること（以下、「退職金積立」という。）を会社に申し出ることができる。なお、退職金積立の申し出は、次の時期に限るものとする。
 - ア. 毎年10月1日から翌年9月30日の間に厚生年金被保険者となった者は、当該翌年9月30日以降、最初に到来する3月1日
 - イ. アの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日
 - ウ. イの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日
 - エ. ウの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日
- (3) 前号の退職金積立の月額は、資産形成DB手当月額の範囲のうちから、1,000円以上かつ千円単位で、対象者が会社に申し出て、会社がこれを認めた額とする。
- (4) 会社は、第1号の資産形成DB手当月額から、前号の退職金積立の月額を控除した額を、月例給与に上乗せ支給する。

第4条（退職金積立の額の変更）

退職金積立を会社に申し出た対象者による資産形成DB手当に関する退職金積立の額の選択は年3回（3月、6月及び9月）とし、変更を希望する者は、それぞれ、直前の毎年2月末日、5月末日および8月末日までに会社に対して申請を行うものとする。
ただし、退職金積立の額を0円に変更することは認めない。

第5条（確定給付企業年金の実施）

会社は、退職金積立額累計額を退職金として支給することを目的として、確定給付企業年金制度を実施する。

- 2 確定給付企業年金制度の加入者は、第3条第2号の申し出をし、会社が承諾した対象者とする。
- 3 確定給付企業年金制度の掛金および給付の算定の基礎となる給与は、第3条第3号の

額とする。

- 4 第2項の加入者が、休職、育児休業(出生時育児休業を含む。)または介護休業する場合には、休職等開始日に加入資格を喪失し、復職日に加入資格を再取得するものとする。

第6条(確定給付企業年金の給付)

確定給付企業年金の給付に関しては、確定給付企業年金規約に定めるところによるものとする。

第7条(確定給付企業年金制度)

確定給付企業年金制度に関してこの規程に定めのない事項については、確定給付企業年金規約および確定給付企業年金法、その他関係法規によるものとする。

第8条(規程の改廃)

この規程は、関係諸法規の改正および社会経済情勢の変化などにより必要がある場合には改廃することがある。

附 則

- 1 本規則の所管部署は管理部とする。
- 2 本規程は令和7年1月30日施行。
- 2 本規程の施行に伴い、令和7年9月30日時点で会社に在籍する第2条に定める対象者で常勤役員でない者は、次の時期に限り、退職金積立を申し出ることができる。
 - ア. 令和7年3月1日(制度施行日)
 - イ. 令和7年3月1日(アの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日)
 - ウ. 令和7年3月1日(イの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日)
 - エ. 令和7年3月1日(ウの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日)
 - 3 本規程の施行に伴い、令和7年9月30日時点で会社に在籍する第2条に定める対象者で常勤役員である者は、次の時期に限り、退職金積立を申し出ることができる。
 - ア. 令和7年3月1日(制度施行日)
 - イ. 令和7年6月1日(役員報酬改定月)
 - ウ. 令和7年3月1日(アの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日)
 - エ. 令和7年3月1日(ウの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日)
 - オ. 令和7年3月1日(エの申し出時期の翌日以降、最初に到来する3月1日)

別 表

[資産形成DB手当]

資産形成 DB 手当は、以下の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

区分	資産形成 DB 手当月額
常勤役員	年間報酬を 12 で除した額×20%
正社員、契約社員	基本給×20%
パート社員	賃金（1ヶ月分）×20%